

# 港区地球温暖化対策地域推進計画

## 策定のための基礎調査業務委託

### プロポーザル実施要項



2019(平成31)年1月  
港区環境リサイクル支援部  
地球温暖化対策担当

## 1 目的

区では、2018年2月に「港区地球温暖化対策地域推進計画」（以下「現行計画」という。）を見直し、2020年度の二酸化炭素排出量の削減目標をより高い水準に引き上げるとともに、2030年度の中期目標を設定しました。現行計画の2020年度の目標は、既存施策の着実な推進によって達成できる見込みであるものの、2030年度の中期目標は、既存施策の推進だけでは達成が困難であることが想定されます。

2021年度以降の次期計画では、2030年度の中期目標を視野に入れ、地球温暖化防止の施策を充実・強化することが必要です。また、社会・経済情勢、気候変動をめぐる国や国際的な動向のほか、地球温暖化による影響を防止又は軽減する気候変動適応法の施行等を踏まえた計画の策定が求められます。

2020年度に実施するこうした計画の策定を円滑に行うために必要な情報についての基礎調査を外部委託により実施します。

本件業務の実施に当たっては、事業者について、気象、都市開発、人口やエネルギー消費量の推移等多くのデータを収集、分析し、区の地域特性を踏まえた二酸化炭素排出量削減の推進に向けた課題を整理する能力と、環境に関する高度な知識と専門性を有すると共に、国際的な動向、国や都の政策を見据えたコンサルティング能力を備えていることが不可欠です。

そのため、公募型プロポーザル方式により、事業者候補者を選考します。

## 2 業務概要

### (1) 件名

港区地球温暖化対策地域推進計画策定のための基礎調査業務委託（以下「本業務」という。）

### (2) 業務委託内容

2020年度に策定する「港区地球温暖化対策地域推進計画」について、的確かつ精緻な内容を備えた計画策定へつなげること、また、策定作業を効率的、効果的に進めるために必要な基本となる情報の収集・整理、分析の上、区に計画策定の基礎調査結果として提案を行います。

※詳しくは、【別紙1】仕様書（案）のとおり

### (3) 履行期間（開始日は予定）

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### (4) 事業規模

年間8,827,000円程度（消費税及び地方消費税の税率10%を含む）までとします。

※この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意してください。なお、提案額が事業規模を超えた場合は、失格とします。

※現時点では、平成31年度予算が成立していないため、予算成立後、上記の金額及び仕様書に記載された規模で業務委託を実施する予定であることをあらかじめご了承ください。

## 3 参加資格

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件を全て満たす者としてします。各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

なお、区は、本件プロポーザルの実施期間中又はプロポーザルによる選考後契約締結日までの

間においていずれかの要件を欠くこととなった者に対して、プロポーザルの参加資格の取消し又は契約を締結しない場合があります。

- (1) 港区の競争入札参加資格登録業者又は競争入札参加資格登録業者と同等の資格を有すると判断されるもの。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと。
- (4) 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (6) 【別紙1】仕様書（案）に記載している業務を適切に遂行することが可能な豊富な実績と運営・実施体制を有していること。

#### 4 選考スケジュール（予定）

手 続 き	日 程
プロポーザル実施要項の公表・配布期間	平成31年1月23日（水）から 平成31年2月5日（火）※まで ※窓口は午後5時まで
プロポーザル実施要項に対する質問受付期限	<u>平成31年1月29日（火）</u> <u>午後5時まで</u>
質問への回答	平成31年2月1日（金）
プロポーザル参加意思表明書・企画提案書等提出期限	<u>平成31年2月5日（火）</u> <u>午後5時まで</u>
第一次審査（書類審査）	平成31年2月18日（月）
第一次審査結果通知	平成31年2月18日（月）
第二次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）	平成31年2月22日（金）
第二次審査結果通知	平成31年2月27日（水）
契約手続き	平成31年3月上旬以降
契約締結（業務委託開始）・審査結果公表	平成31年4月1日（月）

#### 5 配布書類等

- (1) 配布場所及び配布期間等

ア 配布場所

港区役所8階 環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当

※配布書類は、港区ホームページからダウンロードが可能です。

## イ 配布期間等

### (ア) 窓口配布期間

平成31年1月23日（水）から平成31年2月5日（火）まで  
※午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日を除く。）

### (イ) ホームページ掲載期間

平成31年1月23日（水）から平成31年2月5日（火）まで

## ウ 配布書類

### プロポーザル実施関係

- ① プロポーザル実施要項
- ② 【別紙1】仕様書（案）
- ③ 【別紙2】事業者選考方針

### 提出書類関係

- ① 【様式1】質問書
- ② 【様式2】プロポーザル参加表明書
- ③ 【様式3-1～3】共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状
- ④ 【様式4-1～2】事業者概要、業務実績
- ⑤ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性
- ⑥ 【様式6】業務従事予定者の配置計画
- ⑦ 【様式7】企画提案書
- ⑧ 【様式8】プロポーザル参加辞退届

## 6 質問書の受付・回答

### (1) 受付期間

平成31年1月23日（水）から平成31年1月29日（火）午後5時まで

### (2) 受付方法

【様式1】質問書に必要事項と質問を記入の上、項番「13 担当・連絡先」までFAXにて提出してください。提出する場合は、送信未達を防ぐため、必ず確認の電話を項番「13 担当・連絡先」の担当者まで入れてください。

### (3) 回答方法

全ての質問内容及び回答については、平成31年2月1日（金）に港区ホームページに公開し、回答は、本実施要項の一部として取り扱います。なお、質問者名の公表はしません。また、質問の表明と解されるものや内容（質問内容が不明瞭なもの等）については回答しない場合があります。

## 7 参加意思表明書及び企画提案書等の提出

### (1) 提出受付期間

平成31年1月23日（水）から平成31年2月5日（火）午前8時30分から午後5時まで  
※事前に項番「13 担当・連絡先」の担当者に電話予約の上、来庁してください。

(2) 提出先

項番「13 担当・連絡先」のとおり

(3) 提出方法

直接担当者まで持参してください。

(4) 提出書類及び提出部数等

- ① 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

**【提出書類】**

ア **【様式2】** プロポーザル参加表明書

イ 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有している場合は、次の書類  
物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）

ウ 港区物品買入れ等競争入札参加資格を有していない場合は、次の書類

(ア) 企画提案書等の提出日前3か月以内に発行されていることを要するものとして、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）及び印鑑登録証明書

(イ) 財務諸表（最新の事業年度のもの）

(ウ) 納税証明書（法人の場合は法人税、法人事業税（地方法人特別税を含む）、消費税及び地方消費税）

エ **【様式3-1～3】** ※共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状  
※該当する場合のみ。

オ **【様式4-1～2】** 事業者概要、業務実績  
※ワーク・ライフ・バランスを推進している場合は、認定通知等

カ **【様式5】** 業務従事予定者の経歴及び専任性

キ **【様式6】** 業務従事予定者の配置計画

ク **【様式7】** 企画提案書

ケ **【任意様式】** 見積書

コ **【様式8】** プロポーザル参加辞退届

**【提出部数等】**

ア **【提出書類】** アからオ 各1部

イ **【提出書類】** カからケ 正本1部、副本8部（カラーコピー可）

ただし、**【提出書類】** イ「物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票（写）」及びウ「履歴事項全部証明書、印鑑登録証明書、財務諸表、納税証明書」については、正本への添付のみとしてください。なお、**【提出書類】** ア **【様式2】** プロポーザル参加表明書は、これらとは別に1部提出してください。参加意思表明書の提出をもって参加の決定とします。

ウ 提出書類の電子データ（PDF形式ファイル）のCD-R 1枚

※CD-R等表面には社（者）名を記入してください。

(2) 各書類の提出についての留意事項

ア **【提出書類】** について、補足資料の添付はできません。

イ **【提出書類】** は A4サイズ としてください。文字のサイズは原則として 11ポイント以上 とします。

ウ 【提出書類】オからケは順番に重ね、フラットファイル等にまとめて正本1部及び副本8部並びに提出書類の電子データ（PDF形式ファイル）をCD-Rにて提出してください。  
なお、審査の公平を図るため、副本については、事業者名（協力事業者名を含む）を特定できる事項（社名、マーク等）を記入しないようにしてください。

(3) 企画提案書等の記入に関する留意事項

ア 【様式3-1～3】共同事業体構成書、共同事業体協定書兼委任状、委任状について

(ア) 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合のみ提出してください。

(イ) 共同事業体を構成する全事業者が、参加資格に該当することが必要です。

(ウ) 企画提案書等提出後の代表事業者及び構成事業者の変更は、原則として認めません。

イ 【様式4-1～2】事業者概要、業務実績について

(ア) 最新の状況を記載してください。

(イ) 業務実績は、過去5年間の類似業務の実績を記載してください。

(ウ) 区外事業者であり、区内事業者と共同する場合は、共同事業体を構成する事業者ごとに記載してください。

ウ 【様式5】業務従事予定者の経歴及び専任性について

(ア) 本業業務を担当する業務従事予定者について記載してください。なお、業務担当者が複数いる場合は、担当者ごとに作成してください。作成に当たっては、本業務に従事する割合が多い担当者の順で各【様式5】の下にページ番号を入れてください。

(イ) 業務従事予定者の業務実績については、項番6(3)イ(イ)に準じた上で1枚にまとめてください。

(ウ) 従事している他の業務（手持ち業務量）については、企画提案書提出日時点のもの及び平成31年度に予定しているものを全て記載してください。また、手持ち業務の契約金額（消費税法の一部改正を踏まえた税率で算出した税額を含む）の合計を記入してください。

(エ) 提案書の提出者以外の事業者等と協力して提案することは可能です。なお、提案書の提出者以外の事業者等に属する者を担当者とする場合は必ず事業者名等も記載してください。

エ 【様式6】業務従事予定者の配置計画について

貴社として従事者をどのように配置し、業務を遂行していくかについて記載してください。記載に当たり、業務従事予定者（担当者）が事故等により不在となった場合に、業務従事予定者と同等の人員を配置するなど、業務の継続性を担保する貴社の体制を明記してください。

カ 【様式7】企画提案書について

以下の各課題に対する提案内容について、基本的な考え方を簡潔に記載してください。

なお、採用された事業候補者の提案の内容全てをそのまま本業務委託の内容とするものではありませんので、あらかじめご承知おきください。

【課題】

1

港区内の地域特性を踏まえた、港区内の気候変動の現状と課題について

港区内の自然的社会的条件等の地域特性を踏まえ、港区内の気候変動の現状と課題について簡潔に記載してください。

<b>2</b>	<b>区が地球温暖化対策を推進していく上での現状と課題について</b>
区が地球温暖化対策を推進していく上での現状と課題について、持続可能な開発目標「SDGs」との関連性を明らかにし、考察を記載してください。	
<b>3</b>	<b>区が目指すべき将来像と中期の削減目標達成に向けた対策の提案について</b>
次期計画において区が目指すべき将来像を描いてください。また、次期計画について現行計画の中期（2030年度）の削減目標を維持した場合、次期計画における将来像と中期の削減目標の達成に向けた、区ならではの先進的な地球温暖化対策を提案してください。	
<b>4</b>	<b>仕様書（案）の実施方法よりも効率的・効果的と考える実施方法の提案と実施計画等について</b>
本業務の目的を達成するために、仕様書（案）に記載した実施方法よりも効率的・効果的と考える実施方法がある場合には提案するとともに、その提案を含む業務全体の実施方法について、手順、業務履行スケジュール及びそれらの進捗管理方法を具体的に示してください。	
<b>5</b>	<b>本業務において特に重要と捉える点と具体的な取組について</b>
2020年度に実施する「港区地球温暖化対策地域推進計画」の策定に向け、本業務において特に重要と捉える点を挙げるとともに、その点に対し、有益な成果を出すために、貴社がどのように取り組んでいくのか具体的に記載してください。	

キ 【任意様式】見積書について

【別紙1】仕様書（案）に基づく業務の遂行に必要な経費を概算し、仕様書の項目ごとの内訳を記載するとともに、人件費の単価と人工数を明示し、参考見積として提出してください。

なお、合計金額は、税込（消費税及び地方消費税の税率10%）としてください。

## 8 事業候補者の選考と審査

【別紙2】事業候補者選考方針のとおり

## 9 提案に当たっての注意事項

- (1) 次の各号に該当する場合は、提出書類が無効となる場合があります。
  - ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの
  - イ 記入すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ウ 提出書類が本実施要項に合致しない場合。
  - エ 虚偽の内容が記載されているもの
  - オ この要項に定める手続き以外の手法により、選考委員や関係者にプロポーザルに対する助言等を直接又は間接的に求めた場合。
- (2) 本提案に要する費用、旅費その他業務に関する一切の費用は、応募事業者の負担とします。
- (3) 提出書類等の返却はいたしません。
- (4) 書類提出後の提出書類等の差替え及び再提出は認めません。
- (5) 質問受付終了後は、本業務に関する質問は一切受け付けません。
- (6) 提出された企画提案書は、選考作業に必要な範囲において、複製することがあります。
- (7) 選考された企画提案書に係る著作権は作成者に帰属し、港区は無条件でその使用权を持つものとなります。

- (8) 企画提案書に記載した業務責任者及び担当者等は、病気・死亡等極めて特別な場合を除き変更することができません。
- (9) 区は、事業候補者の提案に拘束を受けないものとします。
- (10) 参加表明後にプロポーザル参加辞退する場合は、【様式10】プロポーザル参加辞退届を提出してください。

## 10 その他

- (1) プロポーザル参加者は、本業務その他により知り得た個人情報及び資料、その他守秘すべき情報を他に漏らしてはなりません。また、業務終了後、保管している情報等については、速やかにシュレッダー等で破棄し、電子データは完全に消去してください。
- (2) プロポーザル参加者は、業務の遂行に際して、港区情報安全対策指針を遵守してください。また、プロポーザル参加者は、区が実施する港区情報安全対策指針の遵守状況に関する点検作業に応じるものとします。点検作業には、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合の検査、あるいはセキュリティ監査等が該当します。
- (3) プロポーザル関連書類作成のために港区が配布した資料等は、港区の許可なく公表・使用することはできません。
- (4) 本業務への参加申込事業者が1者の場合であっても、各審査を実施します。
- (5) プロポーザルの参加に当たりプロポーザル参加者に生じた損害等について区は一切その責を負いません。
- (6) F A X等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- (7) 公正なプロポーザル選考が確保できないと判断した場合は選考を中止することがあります。
- (8) 業務委託に要する費用は、平成31年度予算として成立した額の範囲での契約となります。
- (9) プロポーザル方式による選考後、事業候補者と業務内容や契約条件等を協議します。事業候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。
- (10) 区は、事業候補者と契約を締結に当たり、港区契約事務規則（昭和39年港区規則第6号）第39条の2の規定に基づき港区業者選定委員会に推薦し、審議を経ます。審議の結果によっては契約を締結しない場合があります。
- (11) 虚偽申請等不正行為が発生した場合は、事業候補者の取消、指名停止（登録事業者のみ）等のペナルティを課します。
- (12) この要項に定めるもののほか必要な事項は、区長が別に定めます。

## 11 選考結果の公表について

本業務の選考過程の情報は、すべて区政情報です。区政情報は、「港区情報公開条例」の定めるところにより、原則公表です（ただし、同条例第5条に定めるものを除く）。

事業候補者として選考された場合には、事業候補者選考過程と合わせ、提出された企画提案書を原則として区ホームページで公表します。そのため、プロポーザル参加者は、事業候補者となった場合には提出書類が公表されることを了承の上、本件プロポーザルに参加するものとします。なお、企業秘密に関する記載があるなど、提案書原本の公表が難しい場合は、概要版の作成を依頼します。



## 12 開示請求

提出された提案書等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象公文書となり、開示決定される場合があります。提出された提案書の一部又は全部を、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。ただし、開示、非開示の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

## 13 担当・連絡先

〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所8階

港区環境リサイクル支援部環境課地球温暖化対策担当 【担当者】金子、桐本

TEL：03-3578-2564

FAX：03-3578-2489